



鳥取県公報

平成12年 9月29日(金)
号外第91号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 2
- 鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則（観光課）…………… 2

—— 公布された規則のあらまし ——

◇鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県公報を送付する箇所を、知事が別に定める箇所とすることとした。（第5条関係）
- 2 この規則は、平成12年10月1日から施行することとした。

◇鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立夢みなとタワーの施設の利用時間を次のとおり改めることとした。（第2条関係）

施設名	改 正 前		改 正 後	
	利用期間	利用時間	利用期間	利用時間
展望室	通年	午前9時から 午後9時まで	4月から9月まで	午前9時から 午後6時まで
			10月から翌年3月 まで	午前9時から 午後5時まで
展示室及び物 産観光センタ ー	4月から10月まで	午前9時から 午後7時まで	4月から9月まで	午前9時から 午後6時まで
	11月から翌年3月 まで	午前9時から 午後5時まで	10月から翌年3月 まで	午前9時から 午後5時まで
映像シアター	4月から10月まで	午前9時から 午後7時まで	通年	午前9時から 午後9時まで
	11月から翌年3月 まで	午前9時から 午後5時まで		

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成12年10月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 9 月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第92号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（平成5年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(送付)</p> <p>第5条 公報は、<u>知事が別に定める箇所及び次条第1項の規定により購読する者に送付する。</u></p>	<p>(送付)</p> <p>第5条 公報は、<u>次に掲げる箇所及び次条第1項の規定により購読する者に送付する。</u></p> <p>(1) <u>本庁各部</u></p> <p>(2) <u>各^{かい}府</u></p> <p>(3) <u>企業局</u></p> <p>(4) <u>病院局</u></p> <p>(5) <u>県教育委員会事務局</u></p> <p>(6) <u>県選挙管理委員会事務局</u></p> <p>(7) <u>県人事委員会事務局</u></p> <p>(8) <u>県監査委員事務局</u></p> <p>(9) <u>県警察本部</u></p> <p>(10) <u>県地方労働委員会事務局</u></p> <p>(11) <u>県議会議員及び県議会事務局</u></p> <p>(12) <u>境港管理組合</u></p> <p>(13) <u>各市町村及び各市町村議会</u></p> <p>(14) <u>各都道府県及び各都道府県議会</u></p> <p>(15) <u>その他知事が必要と認めた箇所</u></p>

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 9 月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第93号

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則（平成10年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 タワーの利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>展望室、展示室及び物産観光センター</u> 午前9時から<u>午後6時まで</u>（10月から翌年3月までにあつては、午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第5条 条例第5条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により知事に申し込まなければならない。</p> <p>(1) <u>展望室及び展示室</u>（以下「<u>展望室等</u>」という。）を利用しようとする者 知事が別に定める方法</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第6条第3項に規定するみなど温泉館の利用者が、当該利用の日に<u>展望室等</u>を利用するとき。</p> <p>(3) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が<u>展望室等</u>を利用するとき。</p> <p>(4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「<u>障害者</u>」という。）及びその介護者が利用するとき（<u>多目的ホール、映像シアター及び会議室</u>（以下「<u>多目的ホール等</u>」という。）</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 タワーの利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>展示室、映像シアター及び物産観光センター</u> 午前9時から<u>午後7時まで</u>（11月から翌年3月までにあつては、午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第5条 条例第5条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により知事に申し込まなければならない。</p> <p>(1) <u>展望室、展示室及び映像シアター</u>（以下「<u>展望室等</u>」という。）を<u>一般利用の方法</u>で利用しようとする者 知事が別に定める方法</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月鳥取県条例第37号）第6条第3項に規定するみなど温泉館の利用者が、当該利用の日に<u>展望室等</u>を<u>一般利用の方法</u>で利用するとき。</p> <p>(3) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が<u>展望室等</u>を<u>一般利用の方法</u>で利用するとき。</p> <p>(4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「<u>障害者</u>」という。）及びその介護者が利用するとき（<u>専用利用の方法</u>で利用する場合にあつては、<u>障害者の社会参加を促進する目</u></p>

を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進する目的で利用するときに限る。)

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホール等を利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進する目的で利用するときに限る。)

(6) 略

2 略

的で利用するときに限る。)

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(専用利用の方法で利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進する目的で利用するときに限る。)

(6) 略

2 略

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。